

上尾メディカルクリニック 居宅介護支援センター運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人社団 順信会が開設する上尾メディカルクリニック居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条

- 1 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう。公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 上尾メディカルクリニック 居宅介護支援センター
- 2 所在地 埼玉県上尾市原市3 1 3 3 番地
- 3 電話 048-720-2730 24H対応電話 080-2381-9575

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（介護支援専門員兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 介護支援専門員 1人以上
指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び夏季休業日（8／13～15）、年末年始（12／30～1／3）を除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第6条

- 1 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - （1）利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
 - （2）サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）
 - （3）介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
 - （4）モニタリングの結果記録 月1回以上
- 2 通常の業務の実施地域にお住まいの方にサービスを提供する場合は、交通費は無料とする。

通常の業務の実施地域を超えてお住まいの方にサービスを提供する場合はその実費相当を徴収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、上尾市、伊奈町、蓮田市、さいたま市北区の一部地域（※1）、さいたま市見沼区の一部地域（※2）とする。

※1：さいたま市北区（吉野町1～2、宮原町1～2、別所町、奈良町、今羽町、本郷町、土呂町1～2）

※2：さいたま市見沼区（東大宮1～7、堀崎町、島町1～2、大和田2、砂町、丸ヶ崎、小深作、春野、春岡1～3、深作1～4、卸町1～2、宮ヶ谷塔1～4）

（サービス・虐待に関する相談・苦情窓口）

第8条

- 1 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者及び家族からの苦情や虐待に関する相談に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第9条

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第10条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団順信会 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2か月以内
- 2 継続研修 年2回
- 3 感染症発生及びまん延等の防止に関する定期的な委員会の開催
- 4 身体拘束の禁止

事業所は本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような場合を除いて、利用者の身体を拘束することはありません。

5 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

6 利用にあたっての留意事項

(1) サービスの変更、中止

体調不良、天候・災害等の理由により、サービスの提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービス内容の変更又はご利用を中止していただく場合があります。

(2) 連絡事項

かかりつけ医からの注意事項や体調変化等がある場合は、必ずご連絡下さい。

(3) 報告事項

感染症等がある場合または罹患した場合は、必ず事前に申し出て下さい。必要と認めた場合は、診療情報提供書を提出して頂くことがあります。

(4) ペットの管理

当法人の従業員または物品に対して危害を加えないようにペットの管理をお願いいたします。

7 サービス利用にあたっての禁止行為

下記の禁止行為を確認した場合、契約を解除する場合があります。

(1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) 下記のようなハラスメント行為。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりする行為

③ 意に添わない誘いかけ、好意的態度を要求する行為

8 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて必要な研修及び訓練を定期的の実施し見直しを行います。

附 則

1 平成30年10月1日より施行

2 令和元年11月1日改訂

3 令和3年1月1日改訂

4 令和3年4月1日改訂

5 令和5年1月1日改訂

6 令和6年4月1日改訂

7 令和6年12月1日改訂

8 令和6年12月1日改訂